

2023年8月6日 安全保障関連法に反対する学者の会  
第8回オンラインシンポジウム（事前収録）

闇に突き進む岸田政権と社会  
いま、何をすべきか

軍拡がもたらす平和の危機

学習院大学法科大学院教授 青井未帆

# 内容

- 1 軍拡：安保政策の「大転換」
- 2 平和：問われる「国民の決意」

# 1 軍拡：安保政策の「大転換」

- ・ 2022年12月16日

安保関連 3 文書を閣議決定で改定

# 安保3文書

- **国家安全保障戦略**（国家安保戦略）  
3文書のうち最上位。外交・防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針。  
← 「国防の基本方針」1957年（岸）、国家安保戦略（2013年）
- **国家防衛戦略**（「防衛計画の大綱」（防衛大綱））  
1976年（三木）～  
国家安保戦略を踏まえて、防衛力の在り方や保持すべき防衛力の水準を規定。
- **防衛力整備計画**（「中期防衛力整備計画」（中期防））  
1985年（中曽根）～  
防衛大綱が定める防衛力の目標水準の達成のために、今後5年間の防衛経費の総額や主要装備の整備数量を示すもの。

← 同時改定ははじめて

# 主な閣議決定・本部決定

閣議決定・本部決定（総理が本部長であるもの）された政府の基本方針のうち、官房長官が記者会見で説明を行ったもの等でご紹介します。

## 令和4年

年

最新の20件を表示しています。

更新日：令和4年12月16日

閣議決定

[国家安全保障戦略について\(444KB\)](#)  

更新日：令和4年12月16日

閣議決定

[国家防衛戦略について\(967KB\)](#)  

更新日：令和4年12月16日

閣議決定

[防衛力整備計画について\(407KB\)](#)  

<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/index.html>

- 「反撃能力」の保有
- 大軍拡 → 「5年間で43兆円の防衛費増額」  
「防衛財源確保法」 「防衛産業支援法」
- 戦略の執行段階へ → 「わが街」レベルへ

「今回の決断は、日本の安全保障政策の大転換ですが、憲法、国際法の範囲内で行うものであり、非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての我が国としての歩みを、いささかも変えるものではないということ

を改めて明確に申し上げたいと思います。」（施政方針演説、2023年1月23日）

## ・ 憲法論からの切り離し

- ・ 2013年 内閣法制局長官人事、  
特定秘密保護法、NSC法
- ・ 2014年 集団的自衛権行使容認の閣議決定
- ・ 2015年 安保法制
- 2022年 安保3文書閣議決定

「ひとまとまり」：2022年で最終段階

← 総合的な戦略指針であること

- 「安全保障政策の大転換」とは？
- 敵基地攻撃能力の想定事例は何か？

⇒ 通常国会で説明不十分  
議論できない国会が顕著に

「我が国への武力攻撃」 = かつての合憲性の判断基準

⇒ 存立危機事態：判断は内閣にお任せ

\* 憲法論からの切り離し

● collateral damageとして犠牲が織り込み済み  
← 人の命の重さへの感覚が問われる

「平和国家」 「平和主義」 「自衛の措置」 「専守防衛」

→ 言葉は変わらないけれど内実が**180度**転換  
← イメージ利用

・ <嘘も何度も言っていれば真実になる>、か

# 平和国家としての60年の歩み (ファクト・シート)

平成17年7月

我が国は、過去の一時期国策を誤り、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻みつつ、我が国は戦後60年一貫して、強固な民主主義に支えられた「平和国家」として、専守防衛に徹し、国際紛争を助長せず、国際の平和と安定のために持てる国力を最大限に投入してきた。この平和国家の理念に基づいた我が国の取組みは、以下の実績が示すとおりである。

## 【専守防衛】

- 自衛のための必要最小限度の防衛力しか保持せず、攻撃的兵器を保有しない。
  - 戦後、一度たりとも武力を行使したことがない。
  - 防衛費の対GNP比は1%程度。防衛政策、防衛力も透明。
  - 核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず（「非核三原則」）。
- 日米安全保障体制の堅持。
  - 地域の安定にとり不可欠。

## 【国際紛争助長の回避】

- 武器の供給源とならず、武器の売買で利益を得ない（「武器輸出三原則」）。
- 唯一の被爆国としての核兵器廃絶に向けた取組み
  - 軍縮・不拡散のための努力（NPT体制強化、CTBT早期発効に向けた働きかけ）。

- ① 「専守防衛」として防衛費対GNP一%枠等
- ② 「国際紛争助長の回避」として「武器の供給源と  
ならず、武器の売買で利益を得ない」ことや「唯一の  
被曝国としての核兵器廃絶に向けた取り組み」等
- ③ 「国際の平和と安定」への取り組みとして、ODAに  
ついて「軍事への転用を厳格に禁じ、国際紛争を助長  
しない」等

憲法 = 軍事の否定（前文・9条）

- ・ 同盟の否定
- ・ 軍事的合理性への人権の優越

→ 22安保3文書 = 軍事力を前面に

- ・ 国益を軍事力を背景に確保

\* 内閣限りの文書で憲法を実質的に改定

\* もはや安保政策論が憲法論とならない

← 政府の憲法解釈論は妥当性を確保しない

問題点 → 内閣の総合的判断

: 正しい判断であることをどう確保するのか？

○ 日米の限りない「整合的一体化」の意味

\* 「内閣の総合的判断」は**内閣の判断**といえるのか

- ・ 2010年防衛大綱 → 南西地域の防衛力強化
- ・ 2022年安保3文書 → 「かつてない整合性」

なお、バイデン大統領（2023年6月20日）

日本の防衛費増額 ⇔ 「3度にわたり、日本の指導者と会って私が説得した」 ← 27日訂正

- 妥当性担保の仕組みが不在

- わが国の内閣の判断の妥当性と正当性
- 国民の避難等に必要な機微に関する情報

← 特定秘密保護法、NSC法

- 国民の生命の確保という観点から見直すべき

例) 2017年朝鮮半島危機

河野前統幕長が、各種新聞インタビューや講演、自著により、  
存立危機事態や重要影響事態が想定されていたことを明らかにした

「アメリカが軍事行動に踏み切る可能性も6割あると思った時期もあった」

「私の責任で頭の体操をした」

→ 行政文書開示請求により明らかになった情報によれば、NSCマター。米国次第であったこと。

例)

米軍事トップの直接会談 (@アメリカ・ペンタゴン)

→ 米国時間時間に合わせ日本時間の深夜0時44分

：国家安全保障会議

(15名の閣僚、関係官僚@首相官邸)

安保法制違憲訴訟・群馬訴訟

東京高裁証人尋問 (大塚武一弁護士)

→ 正式な開示ではなく、国会へ説明されたのでもなく、私人を介して2年以上の後に、国民に知らしめたもの

・ **そこにあったもの**としての存立危機事態

## 2 平和：問われる「国民の決意」

- **3 文書の強調する抑止力**  
：敵基地攻撃能力「反撃能力」の保有

→ 日本の防衛体制の構想？

# 安保戦略の表現

- ・ ミサイル防衛網だけで抑止は難しい
  - 相手国からのさらなる武力攻撃を防ぐための  
反撃能力 = 武力攻撃そのものを抑止
- ・ 万一、相手からミサイル
  - ミサイル防衛網により防ぎつつ、反撃能力  
により相手からのさらなる武力攻撃を防ぐ

---
- 国民の命と平和な暮らしを守る

← 語られていない部分が大きいのでは？

：撃ち合いになった時に、どういう戦いになるのか

→ 防衛戦略

# 防衛戦略

- (1) 統合防空ミサイル防衛能力による侵攻の抑止
- (2) 抑止が破れた場合の領域横断的な作戦
- (3) 「迅速かつ粘り強く活動し続け（る）」  
：機動展開能力、国民保護、持続性、強靱性

→ (3) について「継戦能力」：弾薬庫整備

● 二度と沖縄戦を繰り返さない、が共通了解であるべき

← 「国民の命と平和な暮らしを守っていく」  
という言葉で語られていない事態について

・なぜ説明しないのか？

# 「国民の決意」

## ○22年安保戦略

「・・・国家としての力の発揮は国民の決意から始まる。伝統的な外交・防衛の分野にとどまらない幅広い分野を対象とする本戦略を着実に実施していくためには、本戦略の内容と実施について国民の理解と協力を得て、国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整えることが不可欠である」

「国防への意識が足りない」という理解、か

← 何が求められていくか

：軍隊、教育、軍機保護等が活用された過去  
「環境づくり」がどう行われるか

## 国民保護

- 地方公共団体と住民の安全確保
- 3文書執行において鍵を握るのが「国民保護」  
／国民参画
- 必要なマンパワー：警察、消防、医療関係者 等

## ▪ 22年安保戦略

「武力攻撃より十分先立って」 「我が国への侵攻が  
予測される場合」の避難

← そもそも困難

：特定秘密保護法にいう特定秘密

／ 自治体は共有しない

## 特定秘密保護法

- ・ 直接の目的を特に秘匿を要する情報の「漏えいの防止」
- ・ 窮極的な目的を「我が国及び国民の安全の確保」
  
- ・ 漏えいの防止という目的を達成するために、最高で懲役10年という重い刑罰と適性評価制度による取扱者の制限を採用

「安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号口、第三号口又は第四号口に掲げるものを除く。）」（別表二のハ）

＝ 同盟関係に基づく、わが国の安全保障に直接に関わらない情報も法による保護の対象として含まれる

\* 軍事的合理性の見地から他国がなす判断  
に委ねられる

→ 日本国民の人権がどのくらい考慮されるのか？

← 犠牲が織り込み済みではないのか

## 日米同盟と軍事的合理性・人権

なぜ多大な被害が想定されるのに、それが国民に示されることなく継戦作戦や避難が語られているのか？

← 同盟国間の軍事的合理性の次元の話だから

「9条は死んだ」 (元内閣法制局長官・阪田雅裕氏) ?

← 9条が憲法にあることの意義

・ **政府9条解釈**の限界は憲法9条の限界ではない

→ 私たちの平和構想力は無限大である

\* 「防火壁」としての9条 → 市民による補強

# 私たちにできることは何か

→ 市民の反対があることは「理由」になる  
「戦争ではなく、外交を」

例)

在日米軍基地使用における事前協議

← 市民の声で実際に必要とさせる

- 東アジアに敵を作らない「共通の安全保障」の促進
- 市民が参画する多国間の安全保障

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

（日本国憲法前文：平和的生存権）

→ 嚆矢

砂川事件最高裁判決（最大判昭和34・12・16刑集13巻13号3225頁）

「そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、**日本国民が**過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。」

「兵役法および同施行規則・徴発令・馬籍法・同施行規則・鉄道軍事供用令・国家総動員法・国民徴用令・土地収用法・国民体力法・防空法・軍機保護法・刑法等の廃止又は改正によって、徴兵検査や、戦争と軍隊に必要な体力向上のための体力検査を受けたり、家族や友人を戦場に送るため役場に届出をしたり、持馬を軍馬として徴用されたり、土地や建物を接收されたり、軍事機密を守るため言論・出版・報道の自由を制限されることから、**解放されるようになった**」

（星野安三郎）

「自由の下支え」（樋口陽一）